

「議案第155号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について」に対する附帯決議案

- 1 市は必要に応じ、実地調査やスタッフへの聞き取りなどのモニタリングを的確に行い、指定管理者による施設の管理・運営状況を十分把握し、仕様書や協定書に基づき適切な指導、監督を行うこと。
- 2 今後の指定管理者の募集に当たっては、安定的な運営及び公の施設の管理者としての信頼性を確保できるよう、募集要項等を見直すこと。
- 3 選定後に公の施設の管理者として不適切と思われる事由が判明した場合は、再審査を行うなど速やかな対応を図ること。